

## 中間前金払制度について

### 1 制度

建設工事の契約において、受注者が前払金（請負代金額の4割以内）の受領後、更に請負代金額の2割以内で前払金を追加請求できる制度です（県発注工事では、1件の請負代金額が100万円以上の建設工事が対象となります。）。

### 2 要件

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 3 手続

- ① 契約担当者へ、中間前金払に係る「認定請求書」に建設工事請負契約書第11条に基づく「工事履行報告書」を添付して提出する。
- ② 保証事業会社へ、契約担当者から交付された「認定調書」の写しを添付して中間前払金保証を申し込む。
- ③ 契約担当者へ、「前払金請求書」に保証事業会社が発行した「中間前払金に関する保証証書」（原本、電子データ含む）を添付して提出する。
  - ※ 出来高検査等の手続は、不要です。
  - ※ 各様式は、「青森県建設業ポータルサイト」に掲載しています。  
アドレス [https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style\\_kouji.html](https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/style_kouji.html)

### 4 保証料

中間前払金の保証料率は、一律0.065%です。

#### 【計算例】

請負代金額1,000万円で中間前払金200万円の場合：1,300円

※参考（前払金保証料）

請負代金額1,000万円で前払金400万円の場合：10,000円

以上

# 中間前金払と部分払の選択について

## ○中間前金払と部分払との違い

	中間前金払	部分払
請求時の 出来高検査	<b>不要</b> (書類審査で可)	<b>必要</b> (出来高検査を実施し金額を算定)
支払条件	(当初40%の前払金を請求した後) ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ③工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。	(第1回請求時) 請負代金額に対する出来高の割合が30%以上(前払金の支払を受けている場合は、40%以上)であること。

〈参考〉

## ～中間前払金を請求する場合の手続の流れ～

